

排水設備工事施行基準

2 0 1 1

(2021.6 改正版)

鹿 児 島 市 水 道 局

略 記

「法」	=	下水道法
「施行令」	=	下水道法施行令
「施行規則」	=	下水道法施行規則
「条例」	=	鹿児島市下水道条例
「施行規程」	=	鹿児島市下水道条例施行規程
「指定排水工事業者規程」	=	鹿児島市水道局指定排水設備工事業者規程
「ビル管理法」	=	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
「管理者」	=	鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
「指定排水工事業者」	=	指定排水設備工事業業者
「責任技術者」	=	排水設備工事責任技術者

目 次

第1章 排水設備の概要

第1節 下水道

- 1 下水道の目的と役割 1
- 2 下水の種類 1
- 3 下水の排除方式 1

第2節 排水設備

- 1 定義 2
- 2 排水設備の種類 2
- 3 設置及び構造の基準 2
- 4 工事の種類 2

第2章 手続

第1節 市民と指定排水工事業者

- 1 指定排水工事業者が施行する排水設備工事 5
- 2 完成した排水設備の引渡し 5
- 3 責任技術者の責務 5
- 4 指定排水工事業者の遵守事項 5

第2節 工事施行に伴う申請手続等

- 1 排水設備工事の施行承認 7

第3節 設計審査

- 1 設計審査の申込方法 9
- 2 審査項目 9
- 3 手数料の納入 10
- 4 工事の着手 10
- 5 工事変更等の取扱い 10

第4節 指定排水工事業者の自主検査

- 1 検査項目 11
- 2 自主検査チェックリスト 11

第5節 工事検査

- 1 工事検査の申込方法 12
- 2 検査の種類 12
- 3 検査方法 13
- 4 検査内容 13
- 5 現場検査の省略 14
- 6 検査結果 14
- 7 留意事項 14

第6節 管理者と使用者との関係

1 排水設備の設置義務	15
2 排水に関する受忍義務	15
3 水洗便所への改造義務	16
4 供用開始の公示等	16
5 排水設備の検査	16

第3章 排水設備設計施行基準

第1節 排水設備の設計

1 設計	18
2 材料及び器具	20

第2節 屋内排水設備

1 基本的事項	26
2 排水系統	26
3 排水管の設計	27
4 トラップ	33
5 ストレーナー	37
6 掃除口	37
7 水洗便所	38
8 阻集器	44
9 ディスポーザ	50
10 排水槽	52
11 雨水排水	56
12 工場・事業場	57
13 間接排水	57
14 通気	58
15 床下集合排水システム（排水ヘッダー）	69

第3節 屋外排水設備

1 基本的事項	70
2 設計	70

第4節 除害施設

1 水質規制	82
2 事業場排水の届出から接続まで	82
3 除害施設の設置	82
4 除害施設の維持管理	83

第5節 取付管

1 取付管の設置	85
2 取付部の構造	87
3 副管取付け	88
4 取付管布設の表示	91

5 施工	91
第6節 排水設備の施工	
1 基本的事項	93
2 屋内排水設備の施工	94
3 屋外排水設備の施工	97
第7節 排水設備設置義務免除について	
	103

参 考 資 料

資料1	下水道の水理	参-1
資料2	計算例（排水）	参-2
資料3	流量表（排水）	参-5
資料4	グリース阻集器の選定	参-7
資料5	特定施設の一覧表	参-18
資料6	低宅地汚水ポンプ施設設置基準	参-26
資料7	誤りやすい排水・通気配管	参-27
資料8	排水設備自主検査チェックリスト	参-29
資料9	道路工事現場における標示施設等の設置基準	参-31
資料10	主な規格一覧	参-33

参考文献